

## 千葉都市計画高度利用地区の変更（千葉市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (千葉中央第二地区)	約 0.3ha	80/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉中央地区)	約 1.2ha	80/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉新町第一地区)	約 2.6ha	80/10 以下	30/10 以上	5/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉新町第二地区)	約 1.4ha	75/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅西口地区)	約 1.3ha	80/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第一地区)	約 4.2ha	40/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第二地区)	約 7.2ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (幕張新都心 住宅地第三地区)	約 3.3ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	1,000 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第一地区)	約 0.5ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第二地区)	約 0.1ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (千葉駅東口第三地区)	約 0.4ha	40/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	—
高度利用地区 (新千葉2・3第一地区)	約 0.1ha	40/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	追加
高度利用地区 (新千葉2・3第二地区)	約 0.2ha	40/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m <sup>2</sup> 以上	追加
計	約 22.8ha					

ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

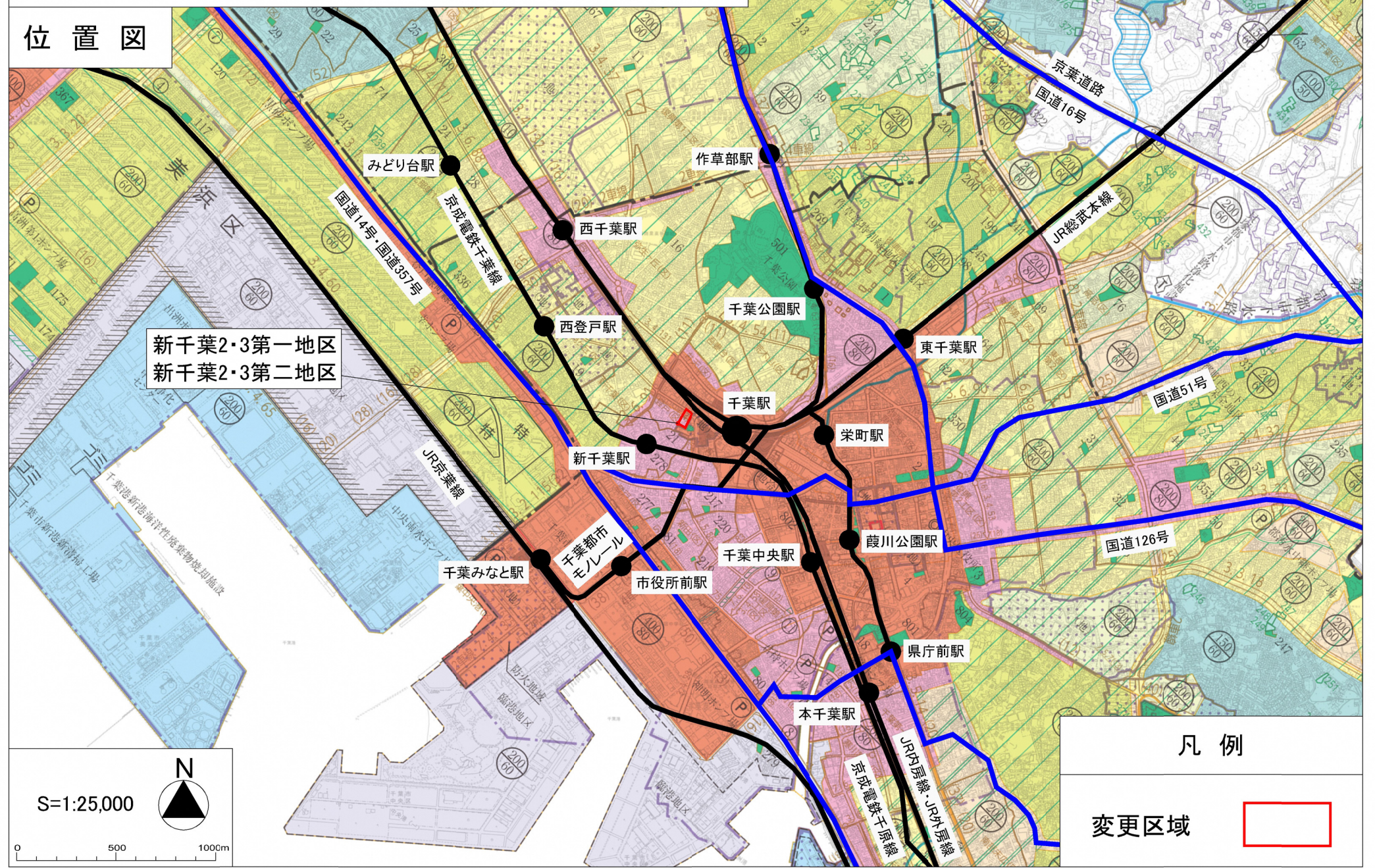
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

新千葉2・3地区での市街地再開発事業にあわせ、有効な空地を確保することにより、歩行者動線の円滑化及び土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。


# 千葉都市計画高度利用地区の変更について(千葉市決定)

## 位置図

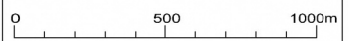


新千葉2・3第一地区  
新千葉2・3第二地区

### 凡例

変更区域 

S=1:25,000



# 千葉都市計画高度利用地区の変更について(千葉市決定)

## 計画図

